

# 岐阜県公報

第千八百七十三号  
平成十九年八月二十四日

(金曜日)

## 目次

### 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会) 六二五イ

### 告示

平成十九年度二等陸士、二等海士及び二等空士の募集道路の区域変更道路の供用開始

(防 災 課) 六二五  
(道路維持課) 六二七  
(同) 六二八

### 選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定取消し

(選挙管理委員会) 六二九

### 公 示

平成十九年度岐阜県職員(保健師)採用選考の実施  
特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件  
土地改良事業の施行の適当の決定  
土地改良事業の工事の完了  
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証  
開発行為の工事の完了

(人 事 課) 六二九  
(環境生活政策課) 六三〇  
(同) 六三〇  
(商業流通課) 六三一  
(農地計画課) 六三二  
(同) 六三二  
(都市政策課) 六三二  
(建築指導課) 六三三

## 人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県人事委員会  
委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。  
第五十七条の三第二項第六号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第五百二十三号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成十九年度二等陸・海・空士の募集期間、応募資格、採

用試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり告示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 採用試験名称

- 1 平成十九年度二等陸・海・空五次募集男子採用試験
- 2 平成十九年度二等陸・海・空十六次募集男子採用試験
- 3 平成十九年度二等陸・海・空女子採用試験
- 4 平成十九年度二等陸・海・空十七次募集男子採用試験

二 募集期間

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を平成二十年三月末日までに卒業する見込みの者  
平成十九年九月五日から同年九月七日まで
- 2 1以外の者  
平成十九年八月一日から同年九月七日まで

三 応募資格

日本国籍を有し、平成二十年四月一日現在、満十八歳以上二十七歳未満の男子及び女子で、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項に定める欠格事項に該当しないもの

四 採用試験期日、試験場の位置及び名称

- 1 平成十九年度二等陸・海・空十五次募集男子採用試験

試験区分	採用試験日	採用試験対象者区分	試験場の名称	試験場の位置
五次募集(筆記試験)	九月十七日(月)	男子	朝日大学 瑞穂市穂積一八五一 〇五八三三二九一八八	朝日大学 瑞穂市穂積一八五一 〇五八三三二九一八八
			可茂総合庁舎大会議室 美濃加茂市古井町下古井大 〇五七四二二五七四九五	可茂総合庁舎大会議室 美濃加茂市古井町下古井大 〇五七四二二五七四九五
			土岐市産業文化振興センター セラトピア土岐 土岐市津町高山西番地 五七二五四二二二	土岐市産業文化振興センター セラトピア土岐 土岐市津町高山西番地 五七二五四二二二

五次募集(身体検査等)	九月十九日(水)	男子	岐阜会場	高山市役所 高山市花岡町二一八三三三三三
	九月二十日(木)	男子	岐阜会場	航空自衛隊岐阜基地 〇五八三三三三三三三三
	九月二十六日(水)	男子	岐阜会場	航空自衛隊岐阜基地 〇五八三三三三三三三三

2 平成十九年度二等陸・海・空十六次募集男子採用試験

六次募集	九月二十五日(火)	男子	岐阜会場	航空自衛隊岐阜基地 各務原市那加官有無番地 〇五八三三三三三三三三
------	-----------	----	------	-----------------------------------------

3 平成十九年度二等陸・海・空十七次募集男子採用試験

女子募集	九月二十五日(火)	女子	岐阜会場	航空自衛隊岐阜基地 各務原市那加官有無番地 〇五八三三三三三三三三
------	-----------	----	------	-----------------------------------------

4 平成十九年度二等陸・海・空十七次募集男子採用試験

七次募集	九月二十九日(土)	男子	岐阜会場	航空自衛隊岐阜基地 各務原市那加官有無番地 〇五八三三三三三三三三
------	-----------	----	------	-----------------------------------------

五 採用時期

平成二十年三月下旬から四月上旬

六 採用予定者数

- 1 男子 約八十名
- 2 女子 若干名

七 志願受付場所

- 1 各市町村自衛官募集窓口
- 2 自衛隊岐阜地方協力本部志願受付窓口

名称	住所	連絡先

自衛隊岐阜地方協力本部 本部募集課	岐阜市長長福光 六七五	〇五八 一三三 一三二二七
自衛隊岐阜地方協力本部 岐阜募集案内所	岐阜市神田町六 二二二	〇五八 二六二 一八一八
自衛隊岐阜地方協力本部 大垣地域事務所	大垣市林町五 一八光和ビル二F	〇五八四 七三 一一五〇
自衛隊岐阜地方協力本部 美濃加茂地域事務所	美濃加茂市古井町下古井大脇二六一〇 一可茂総合庁舎四F	〇五七四 二五 七四九五
自衛隊岐阜地方協力本部 恵那地域事務所	恵那市大井町六九九 四	〇五七三 二六 四三二〇
自衛隊岐阜地方協力本部 高山出張所	高山市花岡町二 五八 二高山ビル二F	〇五七七 三三 三〇二八
自衛隊岐阜地方協力本部 郡上地域事務所	郡上市八幡町新町九四七	〇五七五 六七 一二七二

岐阜県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	古中之元川線	揖斐郡大野町大字松山字飯田八〇番一地区地内から同郡同町大字同字田中一〇六番一地区先まで	前 七・二 後 七・四	五・〇 七・二	九五・〇	

岐阜県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	関市洞戸栗原字ウラヤマ四六六番の一地区地内	前 一〇・八 後 四・〇	一五・五 四・三	七〇・四	

岐阜県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	関江南線	関市倉知字会所前八三二番地先から 同市同字片町八八六番の二地先まで	後	前
			三・七 三九・〇	二・八 三九・〇
			三三・〇	三三・〇

岐阜県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	篠原線 八百津線	加茂郡八百津町潮見字本郷一四一番二六地先から 同郡同町同字同一四一番三二地先まで	延（メートル）長	供用開始の期日	備（区域の考） 決定又は 変更の告 示年月日 （ほか）
			八・〇	平成 一九・八・二四	平成 一九・一〇・二

岐阜県告示第五百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	恵那線 八百津線	恵那市飯地町字沢尻八四三番一地从先から 同市同町字同八七五番一地从先まで	区域 変更 別後	敷地の幅員 （メートル）	延（メートル）長	備考
			七・八 三・八	七・八 三・八	一三四・五	
			七・八 三・八		一三四・五	

岐阜県告示第五百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年八月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

県道	恵那線 八百津線	恵那市飯地町字沢尻八四三番一地从先から 同市同町字同八七五番一地从先まで	延（メートル）長	供用開始の期日	備（区域の考） 決定又は 変更の告 示年月日 （ほか）
			一三四・五	平成 一九・八・二四	平成 一九・八・二四

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

指定を取り消す施設の名称

取	消	所	在	地
医療法人成仁会五井病院		美濃市2282番地		

公 示

平成十九年度岐阜県職員（保健師）採用選考の実施

平成十九年度岐阜県職員（保健師）採用選考を次のとおり実施します。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

この選考は、岐阜県職員として知事部局等の本庁及びこれらの現地機関において、専門技術的業務に従事する職員を採用するために行います。  
一 選考名及び採用予定人員

選 考 名 採 用 予 定 人 員

職員（保健師）採用選考 若 干 名

二 応募資格

応 募 資 格

昭和五十三年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有する者又は平成二十年に実施される保健師国家試験により当該免許を取得見込みの者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

- 1 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 選考の日時、場所、方法及び合格者発表

1 日時及び場所

平成十九年十月十八日（木）及び同月十九日（金）岐阜県シンクタンク庁舎において行います。

2 方法

(一) 一般教養

公務員として必要な一般的知能及び知識について択一式により選考を行います。

(二) 専門知識

県の保健師として必要な専門知識について択一式により選考を行います。

(三) 論文選考

識見、論理性、思考力等について選考を行います。

(四) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(五) 口述選考

人物及び専門的知識について個別面接による選考を行います。

(六) 身体検査

3 最終合格者の発表  
 平成十九年十一月中旬までに合格者を決定した上、受験者全員に合格の結果を通知します。

四 採用予定時期及び給与等

1 採用予定時期は、原則として平成二十年四月です。

なお、平成二十年に実施される保健師国家試験の結果、不合格の方は採用しません。

2 初任給（月額）は、概ね十九万六千円を基準に、これまでの職歴等を考慮して計算されます。なお、原則として毎年一回定期に昇給します。

また、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、勤勉手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

五 申込手続

1 申込書の入手

申込書は、岐阜県総務部人事課で配布するほか、インターネットの岐阜県のホームページから入手することもできます。申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「保健師採用選考申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手をはったあて先明記の角形二号の返信用封筒を必ず同封して、岐阜県総務部人事課へ請求してください。

岐阜県のホームページアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/>

2 申込みの方法

申込書に必要事項を記入し、あらかじめ本人の連絡先をあて先として記入した官製はがき（受験票として使用）とを併せて、岐阜県総務部人事課へ提出してください。申込書を郵送する場合は、前記と同様に官製はがきを同封のうえ、封筒の表に「保健師採用選考申込書在中」と朱書きし、〒五〇〇 八五七〇（住所不要）岐阜県総務部人事課あてで、書留郵便又は簡易書留郵便にしてください。

3 受付期間

平成十九年九月三日（月）から九月二十一日（金）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前八時三十分から午後六時十五分までです。郵送の場合は、九月二十一日までの消印があるもの限り受け付けます。

六 結果の提供

不合格者に限り、その本人に選考結果を合格発表の当日から一か月間「情報公開窓ロ」（県庁一階）で提供します。この際、運転免許証等写真により本人と確認できるものを持参してください（電話、はがき等による問い合わせには応じられません）。提供する内容は、「総合得点」及び「順位」です。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。  
 平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年七月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チュラサンガ

三代 表 者 の 氏 名 堀 英明

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市寺田八五二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、不登校・社会的引きこもりや身心に障がいを持つ人々に対して教育や就労支援、居場所・宿舍の提供などを通じて社会に適応できるようにする援助活動に関する事業を行い社会教育、福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年八月九日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人オープンハウスCAN

三代 表 者 の 氏 名 伊藤 佐代子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市石長町八 一

五 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、

障害のある方とご家族に対し、地域生活支援に関する事業を行い、併せて障害のある方と市民が共生するまちづくりと地域福祉の増進を図ることにより、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年八月二十四日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー各務原店

各務原市蘇原東島町四 三十二 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年八月二十四日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パレマルシエ西可児

可児市東帷子前田筋九九四番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年八月二十四日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

ヤマナカ岐南店

羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成十九年八月二十四日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地  
ユーストア川辺店

加茂郡川辺町西橋井字東小島三七一番地一外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

土地改良事業の施行の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下呂市四美地区	下呂市役所 萩原庁舎	同	平成一九・ 八・二四から 九・二五まで

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類

施行に係る地区名

工事完了年月日

県営土地改良総合整備事業(水田農業振興緊急整備型)

平田地区

平成一八・一・二七

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称  
岐阜市

二 調査を行った地域  
岐阜県岐阜市柳津町丸野三丁目(柳津9)

三 調査を行った期間  
平成十六年度から平成十八年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県岐阜市(柳津町丸野三丁目一部)の地籍図  
岐阜県岐阜市(柳津町丸野三丁目一部)の地籍簿

五 認証年月日  
平成十九年八月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

<p>開発許可(変更許可)番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称</p>	<p>公共施設の種類</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>五</p>	<p>認定年月日</p>	<p>岐阜県瑞穂市(大月の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>四</p>	<p>岐阜県瑞穂市(大月の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>三</p>	<p>調査を行った期間 平成十四年度から平成十七年度</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>二</p>	<p>調査を行った地域 岐阜県瑞穂市大月の一部(大月)</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>一</p>	<p>調査を行った者の名称 瑞穂市</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>五</p>	<p>認定年月日</p>	<p>岐阜県土岐市(泉町の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>四</p>	<p>岐阜県土岐市(泉町の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>三</p>	<p>調査を行った期間 平成十四年度から平成十六年度</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>二</p>	<p>調査を行った地域 岐阜県土岐市(泉町の一部)</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>一</p>	<p>調査を行った者の名称 瑞穂市</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>五</p>	<p>認定年月日</p>	<p>岐阜県土岐市(泉町の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>四</p>	<p>岐阜県土岐市(泉町の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>三</p>	<p>調査を行った期間 平成十四年度から平成十七年度</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>二</p>	<p>調査を行った地域 岐阜県瑞穂市大月の一部(大月)</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>一</p>	<p>調査を行った者の名称 瑞穂市</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>五</p>	<p>認定年月日</p>	<p>岐阜県瑞穂市(呂久の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>四</p>	<p>岐阜県瑞穂市(呂久の一部)の地籍簿</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>三</p>	<p>調査を行った期間 平成十四年度から平成十七年度</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>二</p>	<p>調査を行った地域 岐阜県瑞穂市呂久の一部(呂久東)</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
<p>一</p>	<p>調査を行った者の名称 瑞穂市</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>公共施設の位置及び区域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>

平成十九年八月二十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

瑞穂市

二 調査を行った地域

岐阜県瑞穂市呂久の一部(呂久東)

三 調査を行った期間

平成十四年度から平成十七年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞穂市(呂久の一部)の地籍簿

岐阜県瑞穂市(呂久の一部)の地籍簿

五 認定年月日

平成十九年八月二十四日

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県指令岐建築第三四号の一九二〇三 平成一九・五・一六	瑞穂市大字別府字井場三ノ町一六〇四番一	道路	開発登録簿による	岐阜市宇佐南三丁目三番一七号 大和ハウス工業株式会社 岐阜支店 支店長 奥 園 康 伸
同西建築第五五号 同 一九・五・七	安八郡安八町東結字神明曲輪一七六番一及び一七八番三	同	同	羽島市正木町森新田四丁目三番地 株式会社 東海リフォームサービス 代表取締役 清水 忠 之
同中建築第三五号 同 一九・四・一九 (同中建築第三七号の四) 同 一九・七・二二	美濃加茂市下米田町今字玄正庵三〇六番一、三二〇番、三二一番一、三二二番及び三二九番一	緑地	同	新潟県新潟市南区清水四五〇一番地一 株式会社 コメリ 代表取締役 梶 雄 一郎

平成十九年八月二十四日印刷  
 平成十九年八月二十四日発行

発行者  
 発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
 岐阜県岐阜市

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯尾 文芸社  
 印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社  
 定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)